

## 令和3年度第2回習志野市障がい者地域共生協議会全体会 議事録

1. 開催日時 令和3年11月24日(木)午後1時33分～3時48分

2. 開催場所 習志野市役所庁舎分室 サンロード津田沼(京成津田沼駅前ビル)6階大会議室

### 3. 出席者

【会長】 障害福祉サービス事業 あかね園 施設長 松尾 公平

【副会長】 八千代地域生活支援センター 施設長 福田 弘子

#### 【委員】

らいふあっぷ習志野 社会福祉士・精神保健福祉士 田中 達也(及川 恵自立相談員・就労準備支援室責任者代理出席)

障がい福祉課 主幹 北田 順一

ひまわり発達相談センター 主任主事 張替 優子(清水 郁乃主任指導員代理出席)

高齢者支援課 主幹 岡澤 早苗

習志野市社会福祉協議会 地域福祉課 生活支援係 係長 古田 修一

習志野障がい者ネットワーク 理事 喜田 敬子

鷺沼・鷺沼台地区 民生委員児童委員協議会 障がい者(児)部会 部会長 冨田 皓彦

あじさい療育支援センター 主査 中神 茂樹

花の実園 相談支援専門員 畠山 潤

健康支援課 副主査 江原 朋枝

千葉県立船橋夏見特別支援学校 教諭(進路指導主事) 樋口 祐己

千葉県千葉リハビリテーションセンター 福祉局長 景山 朋子

子育て支援課 副主査 石川 由記子

総合教育センター 指導主事 瀬山 英樹

まめの木 管理者 森田 美恵子

特定非営利活動法人 じょいんと 事務局長 松井 秀明

千葉県立船橋特別支援学校 教諭 河村 淑子

みんなのいいさん家 介護支援専門員/介護福祉士/幼稚園教諭 半田 智子

ぶろっさむ 管理者 武井 剛

千葉県立八千代特別支援学校 教諭/就労支援コーディネーター 森 一史

アシザワ・ファインテック(株) 人事総務課専任部長 吉田 茂  
産業振興課 係長 千葉 義則  
地域活動支援センター もくせい舎 センター長 内山 澄子  
ゆいまーる習志野 グループホーム サービス管理責任者 星 真木子  
ほしかわクリニックデイケア 精神保健福祉士 米山 馨  
習志野市立東部デイサービスセンター 介護福祉士 吉田 美由紀

**【オブザーバー】**

習志野市基幹相談支援センター りん 積田 博  
習志野市基幹相談支援センター りん 前田 悠美  
習志野市基幹相談支援センター りん 山本 一美

**【事務局】**

健康福祉部障がい福祉課 課長 奥山 昭子  
健康福祉部障がい福祉課 係長 吉野 広美  
健康福祉部障がい福祉課 主査 酒井 久美子  
健康福祉部障がい福祉課 主査 市角 絵里  
健康福祉部障がい福祉課 副主査 小森 俊  
健康福祉部障がい福祉課 副主査 村井 智  
健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 幹太郎  
健康福祉部障がい福祉課 主任主事 伊藤 恵理  
健康福祉部障がい福祉課 主任主事 柴垣 亜衣  
健康福祉部障がい福祉課 主任主事 福田 大志  
健康福祉部障がい福祉課 主任主事 鈴木 康司

**【傍聴者】**

3人

**4. 議題**

第1部 習志野市障がい者地域共生協議会

第1 会議録の作成

第2 会議録署名委員

第3 報告

(1)各部会より会議報告及び協議について

(2)令和3年度協議会活動及び名簿の差し替えについて

- (3)習志野市基幹相談支援センター りんについて
- (4)習志野市地域生活支援拠点等の整備について
- (5)市町村プラットフォームの設置(ひきこもり状態にある方の支援)について

#### 第4 その他

- (1)啓発チラシについて他

### 第2部 差別解消支援地域協議会

#### 第1 報告

- (1)差別の実態把握のためのアンケート調査結果の活用について

### 5. 会議資料

資料1 席次表

資料2 習志野市障がい者地域共生協議会の体制

資料3 令和3年度習志野市障がい者地域共生協議会名簿

資料4 「習志野市基幹相談支援センター りん」パンフレット

資料5 習志野市における地域生活支援拠点等の整備について

資料6 市町村プラットフォームの設置(ひきこもり状態にある方の支援)について

資料7 あたたかく見守ってください

- ・広報誌ならたく令和3年11月号
- ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座リーフレット
- ・ゆいの物件について

### 6. 議事内容

開会前

- (1)配布資料の確認

開会

第1部 習志野市障がい者地域共生協議会

【松尾会長】

それでは、ただ今より、習志野市障がい者地域共生協議会及び差別解消支援地域協議会、令和3年度 第2回全体会を開会する。

本会議は、規定により会長及び委員の過半数の委員への出席が成立要件となっているが、ただ今の出席委員は、31名である。よって、本会議は成立した。また、代

理出席だが、張替委員の代理として、ひまわり発達相談センター 清水主任指導員、また、田中委員の代理として、らいふあっぷ 及川様が代理出席となっている。

なお、習志野市基幹相談支援センター りんの職員の方に、本日「オブザーバー」として、出席いただいているので、紹介させていただく。

【積田氏】

よろしく願いしたい。

【松尾会長】

ここで、事務局より途中退席の委員について、連絡をお願いする。

【事務局】

屋敷小学校 関委員が公務の都合により、14時40分頃途中退席となる。

【松尾会長】

本日の会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとなるが、それでよろしいか。

～異議なし～

それではそのようにさせていただく。

なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。

また、傍聴者については、定員に達するまでの間は、随時、傍聴希望者の入室があるので、承知おきいただきたい。

## 第1 会議録の作成

【松尾会長】

それでは、習志野市障がい者地域共生協議会の日程第1 会議録の作成についてお諮りする。

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと考えるが、これに異議あるか。

～異議なし～

異議がないようなので、そのように取り扱うことに決定する。

## 第2 会議録署名委員について

【松尾会長】

続いて、日程第2 会議録署名委員の指名についてお諮りする。議事録署名人については、2名とし、昨年度11月の全体会で、会議録署名人は運営会議委員が輪番制で務めることで、決定している。よって、本日の協議会の署名人は、松井委員と武井委員を指名させていただきたいと思うが、異議あるか。

～異議なし～

異議なしと認める。よって、会議録署名人に、松井委員と武井委員を指名させていただく。

### 第3 報告

#### (1)各部会より会議報告及び協議について

##### 【松尾会長】

続いて、第3報告(1)各部会より会議報告及び協議について報告をお願いする。相談支援部会よりお願いしたい。

##### 【福田副会長】

相談支援部会は4月から毎月、運営会議後に開催している。相談支援部会や障がい者地域共生協議会でも望んでいた基幹相談支援センターが本年度開所され、相談支援部会にも参加していただいている。5月から、今年度情報交換会を含めた他の方々からの意見をいただく会議をどうするかを主に協議をしてきた。7月3日に、市内の計画相談、相談支援専門員、障害児相談支援事業所と習志野市民がよく使っている事業所を招き、14か所来ていただき情報交換会を行った。その中でも、基幹相談支援センターりんが立ち上がったことに伴い、基幹相談支援センターの紹介をしていただいている。いずれの事業所も手一杯状態ということに変わりはなく、高齢化をしていることや子どもから大人になっていく繋ぎの部分が非常に困難ということがあるので、今後も燃え尽きないような仕掛けをしていければと考えている。

来月12月、地域生活支援部会と合同で医療的ケア児者に関して、課題を深めていければと考えている。その後は、3月9日に予定しているところである。

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業習志野版について、コロナ禍で招集を掛け辛かったが、明日11月25日、今年度第1回目で高齢の方、高齢者支援の事業所及び精神以外でも一般の方々、相談支援の方々と障がい者地域共生協議会の委員にも声掛けし、事例の検討をしていく予定である。

差別解消地域支援協議会でアンケートを実施し、そのアンケートから読み取れたことや今後に向けて事務局から部会に投げたことを検討した。

##### 【松尾会長】

相談支援部会への意見や質問があるか。

～なし～

続いて、児童部会から報告をお願いする。

【松井委員】

児童部会は4月以降、コロナ禍の影響で7、8、9月は部会の開催を中止している。今月までの部会内容について、6月に放課後等デイサービス事業所に集まっていただき、情報交換会を行った。情報交換会の内容は、ライフサポートファイルの説明、個別サポート加算の説明、医療的ケア児に係る報酬について、コロナ禍での各事業所内での状況確認、移動支援事業所の不足について説明を行った。コロナ禍のため、しばらく部会の開催を中止し、9月に再開した。大きく2つのことについて、検討している。一つ目が不登校・ひきこもりの方に対する支援である。部会として対象となる児童に何ができるかという検討を行った。まず、学校と顔が見える関係性を築いていこうと令和4年2月4日の特別支援コーディネーター研修会に参加し、相談先として障がい福祉課や玲光苑があることを説明させていただきたいと思っている。その先として、福祉サービスに繋がっていけるようにしたいとも考えている。特別支援コーディネーター研修会とは、各小、中学校に必ず一人配置されている発達に課題を抱える児童の相談などを受けている先生を特別支援コーディネーターといい、その先生方の研修会である。具体的な特別支援コーディネーター研修会で、相談先を記載したチラシ等を配布し、まずは、顔つなぎと福祉への相談も可能であることを知っていただきたいと思っている。一方、福祉サービス事業所にも不登校・ひきこもりの児童の受け入れ要請があった際は、相談に応じていただけるように周知を行っていく。6月の情報交換会の際にも配布した個別サポート加算2についての説明チラシを再度配布し、放課後等デイサービス事業所側の受け入れの幅も広げていきたいと思っている。

2点目の検討事項は、移動支援事業所を増やすための取り組みの検討を行っている。現在、朝の学校や施設に送迎できる移動支援事業所がないことがわかっており、他にも移動支援の内容として、どのような内容でお困りか調査を始めるところである。まずは、相談支援事業所にアンケートを配布し、移動支援でお困りの方がいるかどうか、またどのような要望が受け入れできず困っているか等聞き取りたいと思っている。そのアンケート内容をまとめ、部会としてどのようなことができるか、また市に対して移動支援事業の柔軟な要綱改正等をお願いすることも視野に入れて検討していきたい。

それ以外として、児童部会に割り当てられた差別解消に向けての取り組みの検討も行っている。幼稚園や保育所の先生方を通じて、早い段階からこどもたちに啓発し

ていただく取り組みを行っていけないか。幼稚園、保育所に通っているこどもたちは、先生方から伝えられる影響力が大きいと考えており、ひまわり発達相談センターや保育所等訪問支援事業を行っている事業所と協力し、先生方に向けて啓発していきたい。

【松尾会長】

児童部会に対して、意見や質問があるか。

～なし～

続いて、地域生活支援部会より願います。

【畠山委員】

地域生活支援部会は今年度の活動目標として5点あり、進捗状況等説明する。

1点目、重症心身障害児者医療的ケア児者の実態調査の継続方法。また調査を行った結果のフィードバックについて検討を進め、実施していくこと。2点目に、重症心身障害児者、医療的ケア児者の災害時の支援体制について提案等を基に検討を進めていく。3点目が、前年度延期になった医療分野との協議の場を開催する、また、重症心身障害児者、医療的ケア児者の障害福祉サービスの利用、卒業後の日中活動の場についての検討を行い、協議の場を開催する。4点目が、今年度4月、5月の部会で重症心身障害児者、医療的ケア児者に向けて、日常生活用具の検討を行う。5点目が、重症心身障害児者、医療的ケア児者との医療との連携についての検討を行う。この5点が年度当初の目標として掲げていた。その進捗状況として、1点目の調査の継続方法、結果のフィードバックについては、昨年度アンケートに協力いただいた方に消毒液の配布等をした。フィードバックについては、今後も検討していく。2点目については、災害時の支援体制として、停電時等に使用可能な足踏み式の痰吸引器を日常生活用具の品目にできないか検討した。3点目の協議の場について、今年度も新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、医療との協議の場の実施は難しいと考えているので、来年度には進めていきたいと思っている。ただし、日中活動の場について検討を行う協議の場については、来月12月8日に開催する予定である。4点目の日常生活用具の検討について、入浴に関しての要望もあるため、簡易浴槽を日常生活用具の品目にできないか検討した。5点目の医療との連携についての検討は、新型コロナウイルスの関係で、延期となっている。この点についても検討し、早めの開催を目指したい。

差別解消については、話はしているが、あまり進捗がない状況である。

【松尾会長】

地域生活支援部会について、何か意見や質問あるか。

～なし～

次に、就労支援部会より報告をお願いする。

【武井委員】

令和3年度の就労支援部会は4月から11月までに7回開催した。8月のみ緊急事態宣言発令のため中止とした。

大きなテーマとしては、昨年度に引き続き3点。1点目が情報発信や地域交流、2点目が障がいのある人の雇用促進や職場定着、3点目として、福祉的就労や機能訓練で、主にこの3点について検討している。

今年度はコロナ禍の2年目ということもあり、各部会の度に、それぞれの委員が日頃接している現場で見聞きした、コロナ禍での障がいのある人の就労の状況や虐待や差別を含めた情報や意見交換を例年以上に行ってきた。その中で、部会の活動成果として、情報発信として広報誌ならたくを7、11月の2回発行している。11月号は本日配布しているので、後程ご覧いただきたい。7月号は東京パラリンピックの開催前ということもあり、その時点では開催が決定していない状況ではあったが、5月末に習志野市在住のパラリンピック女子柔道70kg級の小川和紗選手にリモートでインタビューし、その記事を掲載した。また花の実園で、聖火の採火式を行う予定ということが決定していたため、そのことについても記事にしている。本日配布している11月号 vol.24 については、コロナ禍での企業での虐待案件が増加していることもあり、今年度運営会議で、差別解消について各部会でも検討してもらうよう話があったため、雇用の場での合理的配慮をテーマに記事を作成した。次は3月に vol.25 を発行予定で現在準備を進めている。

雇用促進について、本日チラシを1枚配布したが、12月3日(金)13時30分から習志野商工会議所の会議室を借り、「精神・発達障害者仕事サポーター養成講座」を主に障がい者を雇用している企業や今後雇用を検討している企業の担当者向けに開催する。講師にハローワーク船橋の精神・発達障害者雇用トータルサポーターの方を招き、国で用意されているテキストを用いて実施する予定である。精神障がいの人、発達障がいの人を職場で雇用した際に、現場で同僚となる社員の方たちが、どのように接すればよりよい関係で一緒に仕事をしていけるか、具体的な事例を基に学ぶ研修となっている。締め切りは本日11月24日までだが、もし皆様の中で参加を希望される方がいたら、配布しているチラシから申し込みいただきたい。

3点目のテーマとして、福祉的就労・機能訓練があり、当初9月14日に市内の就労系障害福祉サービス事業所の意見交換会を予定していたが、緊急事態宣言が発令



されており、市内感染も十分収まっていなかった時期であることもあり、延期した。2月8日(火)午後開催できるよう準備を進めていきたい。

【松尾会長】

就労支援部会に対して、意見や質問があるか。

～なし～

最後に、社会資源開発・改善部会より報告をお願いしたい。

【内山委員】

4点報告がある。現在取り組んでいるもので、交通安全推進隊がある。交通安全推進隊について、特別支援学校の児童は特別支援学校の送迎バスを利用しているが、保護者の車が停車してあることで近隣の方から苦情が挙がったことが、事の始まりで、何か地域の力で解決できないだろうかということで始めたことが交通安全推進隊である。地域の方に黄色の帽子と名札を付けてもらい、子どもたちに「おはよう」等の挨拶をしてもらうことや普通級の児童にも声をかけてもらっていることで、一時停止の車両への近隣の苦情が減ったことの他に、ここに障がいのある人の通学路があることを地域の方に分かってもらえる啓発という側面もあることで、問題解決型の交通安全推進隊の他に啓発型で、10年ほど前から始めている。現在、問題解決型として話があった、奏の杜エリアについて、個人のボランティア1人及び日赤谷津支部の方が、交代で見守り活動をしてもらっている。現在募集中のもので、本大久保の大久保団地のエリアで朝夕どちらかでもよいが立ってもらえたらというもの、東習志野の回転寿司の魚べいの反対側に一人立ってもらえる人を募集している。社会福祉協議会のボランティアセンターにも相談しており、現在ホームページに募集の掲載をもらっている。また、1月1日号の広報誌「ふくし習志野」で、交通安全推進隊の記事を取り上げていただけることになり、特別支援学校のバスの写真や経路を掲載し、障がいのある子どもたちが習志野市で、このように通学しているという案内の他に、交通安全推進隊を募集中であるという内容を紹介してもらえる予定である。特別支援学校の先生には、現在バスの写真の提供と経路のこと等相談させていただいている。まずは、子どもたちが地域に根ざせるようなまちにしていきたい、見守りや声掛けをし、通学を保障していく社会になってもらいたいということで動きがある。「ふくし習志野」1月1日号はカラー印刷でもあり、ぜひ皆様にも見てもらいたい。奏の杜の交通安全推進隊の方の写真を撮っている。その方は個人の方であるが、バス停の前で他の子どもたちへの声掛けや、交差点に立っての声掛け、また自身の判断で他にも活動していただいて感動したところである。

次に、障がいのある人の居住の確保のしづらさを、以前から部会で検討していた。

障害者総合支援法の中にある地域生活支援事業の居住サポート事業をもう少し使いたくできないかという検討から話が始まった。精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の船橋の「あんど」の話を伺っていく中で、アパートを確保することが難しい方たちをまち全体で住み続けられるよう支援する居住支援法人があったらよいということの他に、居住支援協議会が習志野市に立ち上がると住宅課等、障がい福祉課だけではなく、横のつながりを持って住宅支援の協議会を作ってもらえないか、検討していきたい。

すでに相談支援事業所及び障がい福祉課のケースワーカーに対して、支援をしている中で、アパート確保の困難ケースがあったかというアンケートは取っている。現在、市内の不動産屋や、商工会議所に協力いただき、アンケートを実施している。その結果を得て、部会で分析やニーズの整理をし、習志野市の住宅所管課に、市内の住宅や空き家等の状況を教えていただき勉強していきたい。現在、習志野市空き家等対策検討計画(案)が出ているようで、パブリックコメントが今出ているようである。11月18日から12月17日までのパブリックコメントなので、次の運営会議で可能であれば、習志野市障がい者地域共生協議会にヒアリングをしてもらうことも手かと思う。方向性としては、障がい福祉課とだけではなく、様々な部局の方と住宅のことについて話していけたらと考えている。

3点目が入浴難民についてである。入浴難民とは、風呂に入りたいのに入れない障がいのある人のことで、自宅で例えば、子どもが小さいうちであれば抱っこして入れるかもしれないが、体が大きくなり自身で入浴ができないという方がいる。現在、習志野市内では、玲光苑の地域活動支援センターⅡ型で入浴のサービスがあるが、多くの希望があり、全てをキャッチしきれない。また、訪問入浴もあるがキャッチしきれない中で、障がいのない人が普通に毎日入浴しているのに、障がいのある人は週2日程しか入浴できないのはよくないということで何かできることがないか、入浴難民についても検討を始めようとしているところである。障がいの種別によっても異なると思うが、実際、ケアをして入浴をする方は設備が必要であることから、一点は介護保険の事業者で空きがあるところをお願いをしていく共生型という方法で、まちの中に近くの介護保険のデイサービスで、重度障がい者の方が入浴して帰宅することができたらい。もしそのようなことが可能になったら、地震が発生した際に、そこに避難できるかもしれない、また、そこに電源があれば、呼吸器のこと等できるかもしれない、という意見が出ている。介護保険の施策の中で、一緒に地域の中で工夫して行ってもらえることについては、地域生活支援部会が現在、重症心身障がい児者、医療的ケア児者について取り組んでいるため、そこをお願いしていく。社会資源開発・改善部会で

は、他の社会資源で入浴サービスを増やしていく働きかけをしていこうと思う。

最後に差別のアンケートに対しての意見をまとめており、12月の運営会議で発表したい。

【松尾会長】

社会資源開発・改善部会に対して、意見や質問があるか。

～なし～

日程第3 報告(2)令和3年度協議会活動及び名簿の差し替えについて

【松尾会長】

日程第3 報告(2)令和3年度協議会活動及び名簿の差し替えについて、事務局よりお願いします。

【事務局】

令和3年度協議会活動及び名簿の差し替えについて、報告させていただく。

すでに5月の全体会で承認をいただいているが、修正箇所があるので、報告をさせていただきます。

資料2『習志野市障がい者地域共生協議会の体制』の右側、3専門部会(2)地域生活支援部会の2行目、修正前は、『今年度からの数年間は』となっていたが、『令和2年度から』であるので、『今年度』を『令和2年度』に修正させていただく。また、修正前は、『重度心身障害児者』となっていたが、『重症心身障がい児者』に修正させていただく。

2点目だが、資料3名簿について、地域生活支援部会の総合教育センター 瀬山委員だが、不登校の関係など、児童部会の方が参加しやすいとの話があったため、7月より、児童部会へ参加していただいている。以上が修正、委員の異動である。

【松尾会長】

令和3年度協議会活動及び名簿の差し替えについて質問などあるか。

～なし～

日程第3報告(3)「習志野市基幹相談支援センター りん」について

【松尾会長】

日程第3報告(3)「習志野市基幹相談支援センター りん」について、報告をお願いします。

【北田委員】

習志野市障がい者地域共生協議会全体会は5月20日に開催した。令和3年6月1

日に市内屋敷にある、習志野市東部福祉センターの一室を使用し、社会福祉法人豊立会に委託を行い、「習志野市基幹相談支援センター りん」を開設した。

開設後について2点、まず1点目、市のケースワーカーと連携について、これまで相談をしたい方が委託相談支援事業所及び市に相談をしたことについて、基幹相談支援センターへの相談が可能となり、相談の幅が広がっている。さらに、各相談支援事業所と市役所とのパイプ役としても機能し、スムーズな連携が取れはじめている。もう1点、相談支援事業所が抱えている問題点を基幹相談支援センター経由で市でも把握しやすくなった。このような意見が市のケースワーカーから挙がっている。また、民間事業者の方からは、困難ケースの相談先が明確になった、相談支援専門員が一人で悩みを抱えずに、基幹相談支援センターや専門員に相談ができるようになった、ひいては、各相談支援事業所のスーパーバイズを基幹相談支援センターが行うことにより、各々のレベルアップが図れている。6月1日から開設し、このような良い点が話としてある。本日は、基幹相談支援センターの職員に来ていただいているので、挨拶をいただきたいと思う。

#### 【積田氏】

令和3年6月1日より委託を受け、スタートした。業務内容として、他市と異なるところとしては、他市は一般市民からの相談も受けるが、習志野市は基幹相談支援センターが開設される以前から委託の相談支援事業所があったこともあり、同じ事業所の方からの相談を主に受けることになっている。相談支援事業所の困難事例の相談等を受け、対応している。習志野市の相談支援事業所は一人で行っている事業所が多く、一人で行っていると燃え尽きて、バーンアウトしてしまう方もいらっしゃるため、一緒に考え、そのような方の支えとなり、市民の方を習志野市内で生活できるようにしていきたいと考えている。

利用時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時30分までで、アウトリーチを主にしているため、事前に電話にて連絡をいただければと思う。

6月から開始したばかりで、緊急事態が発令されていたこともあり、訪問ができず、なかなか周知ができていないが、相談支援事業所に現在悩んでいるケースがないか連絡を取らせていただいている。

まだ一度しか実施できていないが、相談支援事業所の方同士が、今まで相談支援部会で情報交換会を行っていたが、同じグループであれば話をする機会があるが、違うグループだと顔はわかるが、話をしたことがないということがあったので、習志野市内の相談支援専門員は数が少ないため、より一層お互いに顔の見える関係を築き、円滑に市内の相談支援事業が進められるように、力を入れていきたいので皆様の協

力をいただければと思う。

【松尾会長】

「習志野市基幹相談支援センター りん」について、質問あるか。

～なし～

日程第4報告 (4) 習志野市地域生活支援拠点等の整備について

【松尾会長】

日程第4報告 (4) 習志野市地域生活支援拠点等の整備について事務局よりお願いする。

【事務局】

それでは、配布した資料に基づき、説明させていただく。「習志野市における地域生活支援拠点等の整備について」という表題の A4 裏表2枚の資料をご覧ください。

はじめに、国が示す地域生活支援拠点等の整備について、説明する。

国は、障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会、いわゆる「共生社会の実現」を目指し、障害福祉施策を進めている。その施策の一つとして、国が各市町村に実施を求めている取り組みが「地域生活支援拠点等の整備」である。

この取り組みを進めるため、国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、市町村がこの地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいくことを求めている。

そこで本市は、この基本的な指針に基づいて、障がい福祉計画にこの地域生活支援拠点等の整備に取り組むことを掲げてきた。

現在の計画である令和3年度から令和5年度までの3年間の「第6期習志野市障がい福祉計画」では、目標として、令和5年度末までに地域生活支援拠点を1か所整備するとしており、次に目標達成に向けた取り組みとして、令和3年度より地域生活支援拠点を整備し、地域における居住支援の充実を図っていくとしている。

このことから、今回の全体会では、まず、国が示す地域生活支援拠点等の整備とは何かについて、説明させていただき、次に本市が取り組む習志野市の地域生活支援拠点等の整備手法の概要について説明させていただき時間を頂戴した。

それでは、資料をもとに説明させていただく。

1. 国が示す地域生活支援拠点等とは

「地域生活支援拠点等」とは、障がいのある方の障がいの重度化や高齢化、親亡き

後を見据えて、居住支援のための機能を整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築すること。つまり、「地域で障がいのある方が安心して暮らすことのできる仕組みづくり」のことである。

## 2. 必要な5つの機能

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、原則、こちらに記載している5つの機能をすべて整備することとされている。

1つ目は、相談機能。基幹相談支援センターや相談支援事業所等が、障がいのある人の緊急の事態に必要なサービスの調整や支援を行うものである。

2つ目は、緊急時の受け入れ・対応。短期入所を活用した受け入れ体制等の確保や医療機関への連絡などの支援を行うものである。

3つ目は、体験の機会・場。親元からの自立や入所施設からの地域移行等にあたって、グループホームなどの活用や一人暮らしの体験の機会や場を提供するものである。

4つ目は、専門的人材の確保・養成。医療的なケアが必要なものや強度行動障がい有する方、高齢化により重度の障がいのある方などに対して、専門的な体制の確保や、人材の育成を行うものである。

5つ目は、地域の体制づくり。基幹相談支援センターや相談支援事業所の相談支援専門員等が、障がいのある人が地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制等を構築するものである。

## 3. 整備手法

次に整備手法について、地域生活支援拠点等の整備にあたり、その手法については、「多機能拠点整備型」と「面的整備型」の2種類が示されている。

多機能拠点整備型は、グループホームや入所施設に上記の5つの機能を集約した、まさに「拠点」を備えた整備手法、面的整備型は、地域における複数の機関が分担して、5つの機能を担う整備手法となっている。整備手法については、各市町村が地域の実情に応じて判断し、実施することとされている。

裏面をご覧ください。

## 4. 本市における整備手法

地域生活支援拠点等の整備にあたり、本市がこれから整備しようとしている手法は、「面的整備型」である。つまり、地域における複数の機関が分担して、5つの機能を担う整備となる。面的整備型で取り組むことについては、すでに障がい福祉計画で記載している。面的整備型について、それぞれの機関が担う役割分担のイメージを図で示させていただいた。

本市が今年度から設置した基幹相談支援センター「りん」では、相談、専門的人材の確保、養成、地域の体制づくりを担う。平成24年度から設置している委託相談支援事業所である「習志野玲光苑」「旅人の木」については、相談と地域の体制づくり、市内の日中活動系事業所やグループホームについては、親亡き後や緊急時に備えた体験の機会や場の提供、施設入所支援事業所やグループホームは、短期入所等による緊急時の受け入れを担うものである。

本市では、これまで、基幹相談支援センターがなかったことから、専門性の部分や人材育成を担う機能が不足していた。また、緊急時の受け入れについては、平成31年4月に開設した「グループホームふれ愛」が緊急時の預かりが可能であること、本市と他4市(市川市、浦安市、松戸市、鎌ヶ谷市)が共同で負担金を支出している社会福祉法人南台五光福祉協会と緊急時の預かりについて、利用の範囲を広げたことにより、機能を確保している。

懸案であったこの2つの事項について、機能の確保ができたことから、このたび、その概要について、お示しさせていただくこととした。

## 5. 事業所の登録

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域の実情に応じて、市町村が整備することとされていることから、市では、今後、本市の地域生活支援拠点等の運営指針等を作成し、この指針に基づいて、市内事業所の皆様には、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、登録手続きをお願いしたいと考えている。

国は、この地域生活支援拠点等の整備を進めるため、障害福祉サービスの報酬の改定を行っており、各事業所の積極的な取り組みを支援する仕組みが作られているところである。

## 6. 定期的な評価

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、定期的な評価、検証が重要であるとされている。このことから、本市では、この地域共生協議会において、定期的に確認の場を設け、意見などを頂戴し、より充実したものにしてまいりたい。

### 【緊急的な相談があった場合のイメージ図】

続いて、地域で障がいのある方を支える仕組みの中で、特に緊急時の支援について、説明する。

3ページ目をご覧ください。

平日の日中に、介護者の急病等により支援が必要であるとの相談があった場合の対応である。サービス計画を作成している相談支援事業所に相談があった場合とそれではない場合に分けている。計画相談事業所が関わっている場合は、当該事業所

が短期入所施設との調整を図る。計画相談事業所が関わっていない場合は、委託相談事業所や障がい福祉課が同様の調整を行うことになる。

次に夜間・休日の場合である。市は、障がい者への虐待通報や災害時に対応するため、夜間や土日、休日においても職員と連絡がとれるよう緊急連絡網を作成しており、警備員室に連絡先を伝えている。

障がい者虐待については、本市では、平成24年10月から障がい者虐待防止センターの機能を障がい福祉課等に設置している。

虐待以外の内容についても緊急性がある場合は、市で対応する。その際、基幹相談支援センター、委託相談事業所については、緊急時の連絡が取れるようにしているので、情報収集など、必要に応じて連絡をとり、緊急時に対応するものである。

地域生活支援拠点等の整備に関する説明としては、以上である。

このような本市の体制をお示しすることで、障がいのある方のご家庭が少しでも安心して過ごしていただけるのではないかと考えており、今後、詳細を詰めていきたいと考えている。また、習志野市障がい者地域共生協議会に報告をさせていただきたい。

【松尾会長】

習志野市地域生活支援拠点等の整備について、質問や意見はあるか。

【景山委員】

国が示す地域生活支援拠点では医療的ケア児者や重症心身障がい児者の記載があるが、習志野市のイメージ図の中では災害時や緊急時に、重症心身障がい児者や医療的ケア児者が緊急に受け入れられるところが見えてこないのだが、その方々に対する支援をどのように位置付けようかとされているか。拠点の名簿にも緊急時に受け入れられるかの可否が書かれているが、例えば医療的ケアがある方の受け入れられるかどうかの記載がなく、この程度の医療的ケアであれば受け入れられるということを記載するべきではないか。

【事務局】

今回については、これからこのような取り組みをさせていただくという報告である。これからまた詳細な運営方針を作成していくので、そちらについてはまた部会等を通して意見を伺い、近隣市の状況等も踏まえて、習志野市の拠点を整備してまいりたい。

【景山委員】

昨年度、重症心身障がい児者、医療的ケア児者の実態調査を行い、習志野市には重症心身障がい児者、医療的ケア児者の短期入所の受け入れ先がないということは、かなり深刻な調査結果が挙がってきており、地域生活支援部会でも議論されている。少しでも反映していただけるような案を開始の時点で考えていただきたいと思うので、



よろしく願いしたい。

【事務局】

定期的な評価があるが、当初の整備を示した中で不十分なところがあるかとは思  
う。様々な意見をいただきながら、より良いものにブラッシュアップしていくことを想定  
している。

【松尾会長】

防災については、研修等でも触れさせていただくことになるかと思う。国でもダイレク  
ト避難が示されており、実状に即した整備がまだまだ必要かと思う。実際市内の福祉  
避難所に関しても、指定を受けている事業所のそれぞれの認識がまちまちなので、  
協議会としても、福祉避難所の方々が一度集まって、意見交換や情報交換を行い、  
きちんと認識を統一した上で、それぞれの状況に応じた準備を進めていかなければ  
ならないと思う。障がい福祉課だけではない、他の部署の方も巻き込みながら今後進  
めてまいりたいと考えている。また引き続き皆様の意見を伺う機会をいただければと  
思う。

【福田副会長】

面的整備は非常に良い方法だと思っている。習志野市全体が支えていく仕組みを  
どのように作っていくかは、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムや共生  
社会を作っていくためにも必要なことである。また、誰もが安心して暮らせるまちづくり  
ということに関しては、よい方策だと思っている。計画相談もしくは相談支援事業所に  
何らかのかたちで繋がっている方々に関しては、この取り組みは今でもできる状況か  
と思う。それ以外の方々の実態調査は市で行うか。

【事務局】

再来年度障がい者基本計画を策定するにあたり、来年度市民の方に意識調査を実  
施する予定である。広く意見を受け付ける機会になると考えている。

【福田副会長】

今までショートステイや入所を受け入れる事業所は、全く知らない人はなかなか受  
けることができないということは、どの部会からも出ていて、一番はサービスに繋がっ  
ていない。相談支援部会でも、知的の障がいの方々でも療育手帳を必ず更新してお  
り、どの程度相談先に繋がれているかということだと、重度の方はほぼ大丈夫だが、  
軽度の方は特に仕事に就いていてあかね園にも繋がっていない方々がたくさんおり、  
今地域の中で大変になってきているのが、その方々の高齢化、家族の高齢化の問題  
で、もしもの時の案内や実態調査が必要かと思う。その点については、どのように考  
えているか。

【事務局】

先程申し上げた実態調査で少しでも拾えるのであれば拾っていきたい。また、高齢分野との連携や生活相談課との連携、また民生委員や様々な地域の方々との連携を取っていきたい。

【福田副会長】

手帳を持っている方で知的障がいのある程度の年齢で切り替えがあり、市で把握している方々も多いかと思う。その辺りも取っ掛かりとなるかと思う。また検討いただければと思う。

【内山委員】

喜田委員に伺う。拠点事業は、どこにも繋がっておらず、親が高齢化し今後を不安に思われている方々が、例えばあらかじめ登録しておき、何かあったときにすでに繋がりがあつた市の職員や委託相談支援や計画相談の方が何かあつた際に助けてもらえる関係を、あらかじめ半年や1年に1度程訪問できないか。家族会はひきこもりの方が多く、障がい福祉サービスには繋がっていない。事前にあらかじめ相談をしたり、登録ができるようことがあれば、家族会の方は利用したいと思うか。

【喜田委員】

はっきりとは言えないが、希望している人はいるかもしれない。拒否する人もいるかと思うので、一概には言えないが、そのような機会があるならば家族会に話してみる。

【内山委員】

計画相談や障害福祉サービスに繋がる段階で、相談を受けることがあるが、サービスを使っていない方は繋がるチャンスがなく、いざという時動くときにその方が例えばアレルギーがあるかということやこの言葉は NG ワードであるため言わないでほしいということが分かっている支援するのと、そうではなく関与していくのでは、支援する方もされる方も怖いと思う。親が倒れて入院してしまい、どうしようというときに、全然知らない人と今まで会ったこともなく、自分がどこの病院に通っているか、どのような薬を飲んでいるか、身体や心にどのような特性があるかがわからない人に来てもらうよりは、事前登録があり、希望する本人や家族にあらかじめ訪問があり、切れなくらいの定期的な顔つなぎ訪問がある中で、ピンチの際に SOS が入るという方が、安心かと思う。すべてを登録制にするとそれに外れる人がいると問題かと思うが、希望がある方に関しては、登録をして顔合わせがあるとよいかと思う。

【喜田委員】

素晴らしいと思うが、それを行うには人手もいるかと思う。相談支援の方も皆さん一杯いっぱいとおっしゃっているので、それは行ってほしいとは思いますが、こちらがお願い

すれば少しは考えてもらえるのであれば、親の会で意見を取りまとめ、要望を出したいと思う。

【松尾会長】

台帳の案があるが、中身を精査する必要があると思う。このようなものをきっかけに、親亡き後を考える一つの節目、きっかけにしていただければよいと思う。実際にこのような拠点に頼らずとも、実際のところは、近隣に住んでいる兄弟や親戚がいるケースもあるだろう。台帳を作成していく中では、きちんと精査し、コーディネートする作業も当然必要であり、情報の更新も定期的に行うようにしていく必要もある。実際の運用等については、地域生活支援拠点は、協議会の委員それぞれの立場の皆さんに関係してくるので、是非とも習志野市がこれから本格的にこの地域生活支援拠点の整備に向けて、本格的な最後の詰めの検討に入る段階になっているので、関心を持っていただくとともに、当事者や様々な方からの意見をいただけたらと思う。

【内山委員】

景山委員が述べていた医療的ケア児者や重症心身障がい児者の拠点については、前回の全体会で話していた調査を行った方々の個別の避難計画ができてくることで、自ずとこの方にはこれが必要だということがわかってくると思う。まずは、一人一人にきちんと計画を作成していくアプローチが入っていかないと何がどのように足りないかが見えてこない気がする。

【景山委員】

災害時の避難だけではなく、急に医療的ケア児者の保護者が入院することになった際に、使えるのは拠点だと思っている。例えば、グループホームに呼吸器を使用している人をすぐ受け入れてくださいというのは難しいと思う。例えば、注入であれば受け入れられるということがあれば、市外に行かなくても利用できる場所を拠点として作っていくべきではないかと思う。災害時となれば、拠点だけでは対応できないと思うので、体制は考えないといけない。緊急時に拠点の役割を考えていただきたい。例えば横浜市は、拠点として診療所付きの医療的ケア児者を受け入れられる拠点を作っている。せっかく予算をかけるのであれば、全く習志野市に今ない医療的ケア児者が短期でも入所できるような所を面的整備の中に一つ入れてもらってもよいのではないかと思う。

【内山委員】

災害時は、保護者と一緒に避難し、手技ができるが、保護者が倒れた際には、保護者がいなくて受け入れられるところが必要となると、必要となるケアのレベルが異なるということがわかった。そうすると、災害時の一人一人の個別の避難計画を作成する

際に、拠点であればこのくらいのアセスメントが必要であるということも一緒にして、拠点でどのようなものが必要かというイメージを検討することは可能か。

**【景山委員】**

家族は拠点と言われても説明がわからないかと思う。個別避難計画は災害時に特化したものになるので、それは実態調査で緊急時どうしたらよいか聞いていけばよいかと思う。習志野市には資源がなく、明らかに不安に思っている。例えば、病児保育を行っている医療機関に何か一つ、役割を担ってもらおうようなところを作る等考えていただけたらありがたい。

実態調査を行った方は、意見を言ったのにどこも載っていないと思われると思うので、検討中でもよいかと思うので何かしら載せてほしい。

**【古田委員】**

習志野市における整備手法で面的整備型を目指すということだが、その中で、この障がい者地域共生協議会の位置付けで、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり、研修会等を実施するとのことであるが、この点について、現時点で共生協議会に打診はあるものか。

**【松尾会長】**

資料は我々も最近目にしてるので、これから詳細を詰めていくことになるかと思う。

**【古田委員】**

専門的人材の確保・養成ということが、協議会ではたして現実的なのかと思った次第である。差別解消支援協議会は協議会が兼ねるという位置づけになっているが、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりについて、協議会が役割を担うものになるのかと思い、伺ったところである。

**【事務局】**

共生協議会の専門的人材の確保・養成については、研修等を共生協議会で実施しているかと思うので、そのようなことも専門的人材の確保・養成ではある。また、地域の体制づくりについては、ここで検証し意見を頂戴しているので、そのようなことで含めている。

**【古田委員】**

そうすると現在、共生協議会の各部会で行っている研修や情報交換会の位置付けという考え方で承知した。

**【松尾会長】**

拠点に関して、議論を深めていく中で、また必要な研修が出てくるかと思うが、その

辺りも合わせて検討していければよいかと思う。

事務局からの説明について、他に質問や意見はあるか。

～他なし～

日程第3報告 (5)市町村プラットフォームの設置(ひきこもり状態にある方の支援)について

【松尾会長】

日程第3報告 (5)市町村プラットフォームの設置(ひきこもり状態にある方の支援)について、事務局より願います。

【北田委員】

市町村プラットフォームの設置について、説明させていただく。配布資料6をご覧ください。

1. 経緯について、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への支援体制の構築に向けて、国より、すべての市町村に対し、原則、令和3年度末までに①～③の取り組みが要請されている。
  - ①ひきこもり相談窓口の明確化・周知について、本市においては、障がい福祉課において平成27年4月より「ひきこもりサポーター派遣事業」をすでに実施している。障がい福祉課が相談窓口であることは、明確化・周知済みである。
  - ②支援対象者の実態やニーズ把握については、令和4年度に実施予定である。
  - ③市町村プラットフォームの設置・運営については、本日説明させていただく。
2. 市町村プラットフォームとは
  - ①役割については、
    - ・様々な関係機関のネットワークを活用
    - ・個別ケースの具体的な情報共有を行う場
  - ②対象者については、家庭以外の所属のないおおむね15歳から64歳の方。
  - ③プラットフォーム構成メンバーの例について、自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、経済団体、地元の中小企業、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会、当事者会、社会福祉協議会、民生委員、保健所、地域の広報媒体、NPO法人等に必要な時に御協力をいただく。
  - ④設置方法について、新たな会議体の設置ではなく、既存の会議体の活用で、各担当者と情報共有できる関係性が可能となるプラットフォームの設置、運営が想定されている。

3. 本市における市町村プラットフォームの設置について、習志野市障がい者地域共生協議会を市町村プラットフォームとして位置付け、本市及び各委員の所属機関等が抱えるひきこもりケースのうち、連携が必要な事例が発生した際に、関連する委員に参加を呼びかけ、個別ケース検討や支援会議のような形で実施したい。

具体的には、必要に応じて連携を求める形としたい。

【松尾会長】

(5)市町村プラットフォームの設置(ひきこもり状態にある方の支援)について、質問などあるか。

【内山委員】

現状でひきこもりサポートセンターで抱えているケース数と障がい者の割合はどれくらいか。

【北田委員】

令和2年度中の相談件数は、積み上げで440件である。ひきこもりサポーター派遣事業を行った平成27年度からの相談の延べ件数は令和3年3月末現在2,110件である。毎年10人程新しい相談者からの相談がある。現在進行形の登録自体は100名程いるが、実際対応しているのはその半程度。手帳の取得状況は確認していないが、ひきこもりの相談を受けており、精神障がいを抱えている方はいるとは考えている。

【内山委員】

障がい者の割合が結構多いのであれば、障がい者地域共生協議会なのかと思うが、ひきこもりサポートセンターを障がい福祉課で所管しているからかと思う。どの程度できるかというのが一点と、具体的にイメージが湧かないが、関連する委員に呼びかけ会議を実施し、その報告等、誰が責任を持つか、市の引きこもりサポートセンターが動かしていき、プラットフォームに呼ばれたときに来ればよいか、出てきたケースを運営会議でまた話をしていくのか、どのようにしていくかイメージがあれば教えていただきたい。

【北田委員】

実施してみて、修正していく形を取りたい。プラットフォーム実施の責任については市で担う。

病気については、診断を受けている方は、令和2年度末で相談者が約100人で、診断のある方が40件なので、数字としては40%になる。

【内山委員】

現在のひきこもりサポートセンターの対象年齢はいくつか。

【北田委員】

今後考えているプラットフォーム体制については、家庭以外に所属のない15歳以上64歳以下の対象者と考えている。

【内山委員】

不登校でそのまま学校に行かなくなった15歳以上の人たちもキャッチするということか。

【北田委員】

相談に挙がってきた方について、話し合いは行う。

【夢田委員】

対象者で家庭以外の所属がない方というのはどのような方をイメージしているか。

【北田委員】

例えば、高校に行かなかった15歳以上の方。高校に通っていれば、所属先有となり、その場合卒業した後、18歳からということになる。

【夢田委員】

家庭はあることになるが、それは対象外になるか。

【北田委員】

家庭の他に所属がない方ということである。

【夢田委員】

地方から来た单身の方というイメージか。

【北田委員】

学校に通っている方については、学校が中心に対応していくと考えている。15歳以上の方で高等学校に行っているのであれば、対象から外れる。

【武井委員】

協議会を市町村プラットフォームとして位置付ける場合、言葉の定義をしておいた方がよいと思う。まずは、ひきこもり状態ということについて、個々に持っている一般的なイメージはあると思うが、人によってはずれがあるかもしれない。習志野市でいう、ひきこもり状態は、具体的にどのような状態を指すかということをもう少し詳しい定義及び具体例を設けるとよいと思う。例えば、家庭以外の所属がない状態が何か月以上継続しているか等も含めて定義をしておいた方がよいのではないかなと思う。また、国で就職氷河期世代の支援を一つのテーマにしていることが見受けられるため、就職氷河期世代を超えた15歳以上64歳未満はどの辺りか、市として定義付けした方がよいと思う。

【松尾会長】

市においても平成27年度からひきこもりサポート事業を行っているとのことなので、本来ならばそこからもう一度勉強し直さないといけない。そこを把握した上でのプラットフォームかと思う。

【景山委員】

他者が話し合うことについて、判断能力がある方が引きこもっている場合もあるかと思うので、本人の同意等も検討した方がよいかと思う。

【北田委員】

皆様からいただいた意見を考慮し、考えていきたい。先程内山委員から話があった、従前の習志野市ひきこもりサポーター派遣事業は18歳以上である。

【米山委員】

就職氷河期世代や都道府県プラットフォームをみると、都道府県労働部局、経済団体等と記載があり、ひきこもりしている氷河期世代の人を何とか就労に結び付けることがゴールのように見受けられるが、どのようなところを目指しているか。また、県のプラットフォームとの連携が何かあれば教えていただきたい。

【北田委員】

県のプラットフォームはすでに出来つつあり、市町村のプラットフォームに指導、アドバイスをいただくものが県のプラットフォームである。就職氷河期世代とあるが、就職氷河期世代については国の補助金がある。資料にも記載のとおり、都道府県労働部局や経済団体等と記載があるように、大きな目標に就労がある。一例を挙げると、船橋地域若者サポートステーションは、就職氷河期世代が話題になってから、対象年齢39歳までを49歳まで上げている。就職氷河期世代の対応は年齢としても行われている。船橋地域若者サポートステーションの委託先は、千葉県の子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」を千葉県から委託を受けている特定非営利活動法人「セカンドスペース」というところが同様に受けている。ひきこもり対応のノウハウがあるところが就労部分も担っていることを紹介させていただく。就労部分は、らいふあっぷ習志野や地域若者サポートステーションのようなところが中心になっていき、市町村プラットフォームについては、まずは相談を受け、就職の希望がある方は、就労部門との繋ぎはしっかりと行っていきたいと考えている。まずは相談に来た方の窓口となることが、市町村プラットフォームの中心的な役割かと思う。

【古田委員】

社会福祉協議会では、福祉資金の相談を業務として受けているが、ひきこもりサポーター派遣事業をはじめ、今まで障がい福祉課で、ひきこもり関係の相談を受けたり、あるいは、アウトリーチをしたり、他の機関に紹介をしていると思うが、それ以外に市



役所内部で、15歳以下だと子育て支援課や生活相談課、介護保険課も関わっていたと思われるケースがある。実際、障がい福祉課がひきこもり関係の相談を受けていた中で、庁舎内の連携や情報共有はなされていたものか、教えていただけるのであればお願いしたい。

【北田委員】

従前、ひきこもり対応については、障がい福祉課が行っているひきこもりサポーター派遣事業で対応可能という認識はあった。ただ、プラットフォームについて国が設置を推進していくようにということでは、しっかり対応していかなければならない。従前に取り組みがあったか、ということについては、自立相談支援機関らいふあっぷ習志野や生活相談課と連携している。件数としては少ないが、地域若者サポートステーションに繋いだ事例もある。

【松尾会長】

地域生活支援拠点や市町村プラットフォーム等、また全体会の機会等を通して、活動報告や必要な情報については、皆様に適宜お出ししていきたい。

他に質問等ないか。

～他なし～

#### 日程第4 その他

【松尾会長】

日程第4その他（1）あたたかく見守ってくださいについて事務局より願います。

【事務局】

日程第4その他について、2点ある。

まず、1点目だが、（1）あたたかく見守ってくださいについて、説明させていただく。「あたたかく見守ってください」は、障がい福祉課と連携しながら、ひまわり発達相談センターが中心となり啓発している事業である。

チラシの経緯だが、平成30年、横浜市港南区で発表されたものである。横浜市港南区の地下鉄で掲示したところ反響があり、また、NHKでも放映されている。ひまわり発達相談センターで設置している、「習志野市市民協働こども発達支援推進協議会」で、「障がいを持つ方々が安全に外出できる環境を整える為の啓発活動を行っていく必要がある」という意見を受けて、横浜市港南区の啓発ポスターについての2次利用の許可を得て、ひまわり発達相談センターと障がい福祉課と連携をして啓発を行っている。

今年度7月の「習志野市市民協働こども発達支援推進協議会」の中で、『ならともから

「ポスターを広めていくこと』』についての話があったので、チラシを協議会からも周知していきたいと考えている。

啓発の方法だが、委員の皆様を通じて、各事業所などに掲示をお願いさせていただこうと考えている。全体会の開催の後、委員の皆様にはデータを送付させていただこうと考えている。印刷したものの方がよければ、こちらで用意させていただく。

少し見守っていただければ、こういう特徴があるのは理由があるからだということを知ってほしいとの思いからお願いをするものである。何卒協力のほどよろしく願いたい。

2点目だが、(2)次回全体会、研修会の実施について  
研修会について、「防災に関すること」であるが、危機管理課の担当者へ連絡をしたところ、全体会の日程と危機管理課との日程が整わないため、令和4年度に延期をさせていただきます。

【松尾会長】

日程第4その他 について、他にあるか。

【内山委員】

本日急遽配布させていただいた資料で、「ゆい」という事業所の物件が大久保商店街にあり、これから空く予定である。設備等そのまま使用可能であるので、興味がある方は内覧いただけたらと思う。

【松尾会長】

日程第4その他 について、他にあるか。

～他なし～

## 第2部 差別解消支援協議会

日程第1 報告 (1)差別の実態把握のためのアンケート調査結果の活用について

【松尾会長】

これより第2部 差別解消支援協議会に入る。

日程第1 報告 (1)差別の実態把握のためのアンケート調査結果の活用について  
事務局より、願います。

【事務局】

(1)差別の実態把握のためのアンケート調査結果の活用について、報告する。

『障がいのある人への差別の実態把握のためのアンケート調査結果』や運営会議でいただいた意見を参考にし、令和3年度の障がい者差別解消の啓発として、パンフレットの作成を予定している。

具体的には、パンフレットの内容として、差別解消や合理的配慮の法的な説明に重点を置くと、読み手に難しい印象を与えてしまうため、そうではなく、困っている人に対してどのようなことができるかという取っ掛かり、気づきを持ってもらえるような内容にすること。また、実態把握のためのアンケート調査結果から、交通機関や病院など様々な場面で差別を受けたとの回答があったことや運営会議において、見てもらうためのパンフレットの作成が大切であるとの意見を頂戴したことを踏まえ、ページ数が少なく、差別や合理的配慮の事例が様々な場面毎に書かれている、パンフレット「みんなで取り組む障害者差別解消法」を使用することとし、パンフレットに習志野市の名前を入れ、令和3年度の啓発物として作成することとした。

なお、配布先については、合理的配慮の事例で挙げられている企業や商店、事業者や公共交通機等に配布することを考えているが、令和3年度は企業や商店関係に重点を置き、習志野商工会議所様に協力いただいて、会報「商工習志野」と一緒に配布させていただく予定である。

**【松尾会長】**

(1)差別の実態把握のためのアンケート調査結果の活用について意見などあるか。

～なし～

最後に事務局から連絡等あればお願いしたい。

**【北田委員】**

補足説明をさせていただきたい。特定非営利活動法人セカンドスペースがまた、セカンドスペースが千葉県からの委託事業を受けており、名称は、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」で、おおむね39歳までの若者、不登校・ひきこもり、ニート、フリーター、その保護者、関係者の相談窓口となっている。

**【事務局】**

今後のスケジュールについて、説明する。

第3回全体会は、3月17日(木)午後1時30分より、市役所3階ABC会議室で開催を予定している。

閉会

**【松尾会長】**

本日の日程は、以上となる。

以上で、令和3年度第2回習志野市地域共生協議会全体会を閉会する。